

## 申請者各位

平素より(財)大阪建築防災センターをご利用いただきありがとうございます。

当機関といたしましては、建築確認手続きの迅速化・円滑化を図るため、平成23年年初より①「木造軸組構造審査に関するよくある指摘事項」のホームページ上での公開、②「住宅建築の諸制度に関する講習会」の開催など、構造関係規定に係る遵守すべき事項関連情報の紹介に努めてまいりました。

申請者及び関係皆様のご協力により木造軸組構造審査に関しましては一連の取り組みや情報公開以前には申請段階において多く見受けられた不整合や不明確な事項など不備のある書類内容が、最近では格段に改善され、成果として「構造審査期間の短縮」に結びついていることを感謝しています。

この度は建築確認手続きの更なる迅速化・円滑化に資する目的で、指摘事項の根拠となる法令及び基規準等の記載内容を追加し、明示すべき事項に関する法的根拠等を共有させていただけるよう改訂しました。あわせてこの際、公開中のホームページ情報の一部については当初の目的を果たしたものとして割愛省略することといたしました。言うまでもなく法令遵守を第一義として、より一層の迅速化・円滑化を図るため創意・工夫を重ねてまいりますので今後とも当機関のご利用を心よりお願い申し上げます。

一般財団法人 大阪建築防災センター  
建築確認検査機構  
企画審査部

## 木造軸組構造に関するよくある指摘事項と関連する法・基標準・指針他

構造図 又は計算書	部位	No.	指摘事項	関連する法・基標準他
	安全証明書	1	安全証明書と計算書表紙との間で割印をしてください。委託者は個人名まで記載し、使用プログラムの概要はVerまで記載してください。 (例,□□□Ver.○○○.△△.××)	構造審査・検査の 運用解説 p.26
	概要	2	「構造上の特徴」、「構造計算方針」、「使用プログラムの概要」、「構造計算ルート」を記載してください。なお、「構造上の特徴」については、計画実況に即した表記とし、「構造計算方針について」はICBA又は(財)日本住宅・木材技術センターのホームページで公開されている旧構造計算概要書記載例を参考にして記載してください。	建築確認手続き等の 運用改善マニュアルP.37
	プログラム 出力	3	木造用の設計プログラムの出力ではヘッダーの記載が無いので入力データと出力データの同一性が確認できません。設計者として一連の計算結果であることを確認していただき証明書を提出してください。(証明書はOKBCホームページからダウンロードしてください。)	構造審査・検査の 運用解説 P.92
	風荷重	4	風荷重を算定する時の令第46条による見付面積と令第87条による見付面積は異なります。一方のみの検討で他方の検討を省略する場合は令第46条により検討してください。	新グレー本,P.45 Q&A 2-17
	層間変形角	5	準防火地域に立地する場合、層間変形角は1/150以内でなければなりません。	新グレー本,P.418～419 Q&A 2-99
	断面算定	6	構造耐力上主要な部分である母屋、タルキ、床組・小屋組(水平構面)に関する許容応力度計算をしてください。	令第1条、第82条
	検定比図	7	検定比図、応力図、特殊荷重分布図(内訳を含む)、基礎反力図を記載してください。	H19告817号
	集成材	8	柱断面の成が100mmを 超える集成材(同一等級、集成材の日本農林規格第5条表4による)は曲げ応力時耐力の低減をしてください。	H13告1024号第3-表3
	集成材	9	梁断面の成が300 mmを 超える集成材(対称異等級、集成材の日本農林規格第5条表3による)は曲げ応力時耐力の低減をしてください。	H13告1024号第3-表1
	耐力壁	10	令第82条計算において桁落ち壁を耐力壁として評価する場合、横架材天端間高さの当該階一般構造階高さに対する低さの程度に応じて剛性を大きく見積もるなど適切に評価する必要があります。高さが1/2未満の壁は詳細計算法により剛性と耐力を求めて構造計算してください。(参考までに、高さの違いによる影響を適切に考慮できるプログラムも存在します。)	新グレー本,P.40,60 Q&A 2-95
	耐力壁	11	令第82条、令第46条ともに耐力壁として評価したくない壁は、水平力の負担が期待できないように「釘打ちの間隔を大きくする」などの施工上の配慮が必要です。	令第82条、令第46条
	耐力壁	12	平面的な斜め架構の耐力壁について壁量に考慮する場合、 $\cos^2 \theta$ 倍した壁倍率を入力して計算してください。(例,半間単位を最大としたグリッド割として入力する。) なお、柱・梁については別途個別に検討してください。	新グレー本,P.59 Q&A 2-48,106

計算書

耐力壁	13	立体的な斜め架構の壁について、60° を超える場合は壁とみなして検討してください。その他の場合は、屋根として評価してください。	新グレー本,P.79 Q&A 2-39, 67,68,111,112,113
耐力壁	14	筋交い耐力壁はL=900以上かつ高さ/幅 $\leq$ 3.5及び面材耐力壁はL=600以上かつ高さ/幅 $\leq$ 5で耐力壁を設定してください。	新グレー本,P37,60
床倍率	15	水平構面の仕様とその仕様に対応した床倍率の内訳を記載してください。	新グレー本,P.76~79
基準耐力	16	金物メーカーのカタログ記載の「短期基準耐力」や「短期基準接合耐力」は低減係数 $\alpha$ を乗じた値でなければ「短期許容耐力」として用いることはできません。	新グレー本,P587 ,Q&A8-10
壁倍率	17	壁倍率で、「床勝ち仕様の真壁・大壁」については建築基準法に規定がありませんので、表の壁倍率を使用することはできません。	新グレー本,P53 Q&A2-8,2-9
軽い屋根	18	軽い屋根とは、屋根面あたり600N/m <sup>2</sup> 未満の屋根をいいます。[屋根面あたり荷重とは、屋根材・野地板・垂木・母屋・屋根梁・火打ち・天井その他屋根荷重として考慮すべき荷重を含んだ合計を屋根面荷重に換算した数値です。]屋根面あたりの荷重が600N/m <sup>2</sup> 以上の場合は、重い屋根として扱います。	新グレー本,P49 木質構造設計規準・同解説2006年,P.104
地盤調査書	19	調査地盤高さと、設計GLとのレベル差を記載してください。	施行令38条 施行規則第1条の3 表1 「基礎地盤説明書」
地盤改良	20	協力業者が作成した地盤改良検討書は構造安全証明者がチェックし、承認した証として押印してください。主たる構造設計者と地盤改良に係る構造設計者が違う場合は、安全証明書を連名で作成し備考欄に担当した構造設計区分を明示してください。	構造審査・検査の 運用解説 P.29
液状化	21	液状化に対する地盤の安全性についてはネット上の液状化マップをダウンロードし敷地位置を表示したものを添付してください。	平13国交告第1113号第2
基礎・基礎梁	22	基礎伏図に符号を記載した部材全てについて断面算定してください。	施行規則第1条の3 第1 項 表3 「荷重・外力計算書」・ 「断面計算書」・ 「基礎杭等計算書」・「構 造計算書」
	23	基礎(基礎梁, 基礎ハンチ部分, 基礎スラブ等)重量の算出根拠を示してください。	
	24	建物の転倒モーメントによる短期接地圧(接地圧係数: $\alpha$ 、 $\alpha > 1.5$ の場合のみ)に対して、加力方向に直行する外周の梁、基礎スラブについて検討してください。	
	25	底版厚さは、 $d$ (底版厚さ)/ $L_x$ (短辺方向長さ) $> 1/30$ としてください。	新グレー本,P153, (参照 H12建告1459号 Rcの床版)
	26	基礎スラブの設計において、基礎スラブの端部支持条件が判るように記載してください。 (例:3辺固定1辺ピン、2隣辺固定2隣辺ピンで設計した)	新グレー本 P.148
	27	出隅部分に作用する引抜き力をどのように処理しているか説明してください。(例:加力方向に対して直交する梁で処理、又は加力方向の梁で処理などの記載が必要です)	施行規則第1条の3 第1 項 表3

		28	地反力の負担幅等の範囲を考慮して、適切にモデル化した等分布荷重に対して基礎梁を検討してください。	「荷重・外力計算書」・ 「断面計算書」・ 「基礎杭等計算書」・「構造計算書」
		29	基礎梁主筋の算定時、dt値(2段筋を含む)について適切にかぶりを考慮して検討してください。	
	建築材料表	30	法37条の規定による使用建築材料一覧表を添付してください。(一覧表はOKBCホームページからダウンロードしてください。)	法37条

構造図 又は計算書	部位	No.	指摘事項	関連する法・基準等	
構造図	伏図	1	水平構面、屋根構面の仕様、合板の等級、釘打ち仕様と床倍率を記載してください。	令第3章第3節 施行規則 第1条の3 第1項 表3.2	
	伏図	2	鉛直構面の耐力壁の仕様と壁倍率を記載してください。		
	伏図	3	通し柱を識別できるように(凡例にも)記載してください。		
	伏図	4	水平構面外周横架材の接合部に用いる継手金物の種類とその取り付け範囲を記載してください。		
	伏図	5	くも筋かいを記載をしてください。		
	軸組図	6	柱の有効細長比を記載してください。		
	詳細図	7	屋根ふき材の取り付け部分の構造方法がわかる図面を添付してください。		
	アンカーボルト	8	アンカーボルトの記号とその名称を凡例に記載してください。		
	リスト	9	各部材(柱・梁・土台)に使用している材種、断面寸法、ほぞ寸法を部材リストに記載してください。		
	腐食	10	構造耐力上主要な部材の防腐・防蟻の処置について記載してください。(GL+1.0mまで)	(参照 令第49条)	
	地盤改良		11	柱状改良に関する図面に工法・設計基準強度・改良径・本数・改良深さ及び設計強度を確認する方法を記載してください。	施行規則第1条の3 表2 平13国交告第1113号第3
			12	表層改良に関する図面には、工法・設計基準強度・改良幅・改良天端・改良深さ及び設計強度を確認する方法を記載してください。	施行規則第1条の3 表2 平13国交告第1113号第3
			13	水路、擁壁などで敷地地盤にレベル差が有る場合や支持地盤が傾斜している場合は、地盤改良底・基礎底の関係が判る図を軸組図等に記載してください。	法第19条(配置図)

基礎 ・基礎スラブ ・基礎梁	14	基礎スラブのハンチ幅、斜筋の鉄筋径、ピッチ、間隔及び加工形状を記載してください。	施行規則第1条の3 表2 「構造詳細図」
	15	構造計算においてせん断補強筋効果を期待している場合は、立ち上がり部のあばら筋はフック付きとしてください。	新グレー本 P.160
	16	二重壁を設ける場合、直下に位置する基礎梁断面と配筋を図示してください。	施行規則第1条の3 表2 「構造詳細図」
	17	人通口部分の補強詳細を図示してください。	施行規則第1条の3 表2 「構造詳細図」
	18	全ての軸組図に、基礎形状(基礎・基礎下がり寸法・立上り壁・基礎梁記号)を記載してください。	施行規則第1条の3 表2 「2面以上の軸組図」
	19	基礎伏図にホールダウン用アンカーボルト(例:M16)・土台用アンカーボルト(例:M12)の 径・埋込み長さを記入してください。	令42条 施行規則第1条の3 表2 「基礎伏図」
	20	下記の項目について記載してください。 ・支持地盤の種別及び位置(例:砂質土 GL-○○m ) ・基礎の種類 (例:ベタ基礎) ・基礎の底部の位置 (例:GL-□□m ) ・基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法 (建物重量:N、基礎接地面積:A、接地圧: $\sigma$ 、 $\sigma = N/A$ )	施行規則第1条の3 表2 「基礎・地盤説明書」

#### 準拠した法・基標準・指針他

1. 建築基準法, 同施行令(第3章構造強度), 告示
2. 2007年度版 建築物の構造関係技術基準解説書
3. 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (2010年, 日本建築学会)
4. 構造関係基準に関する質疑(木造) ((財)建築行政情報センター)
5. 木造軸組工法住宅の許容応力度設計 (2008年, (財)日本住宅・木材技術センター, 新グレー本)
6. 「木造軸組工法住宅の許容応力度設計(2008年版)」に関する質疑 ((財)日本住宅・木材技術センター)
7. 木造軸組工法住宅の許容応力度設計 (2001年, (財)日本住宅・木材技術センター, 旧グレー本)
8. 「木造住宅(軸組構法)の構造計画に関する講習会」 ((財)日本住宅・木材技術センター)
9. 木質構造設計規準・同解説 (2002年, 日本建築学会)
10. 小規模建築物基礎設計指針・同解説 (2008年, 日本建築学会)
11. 建築物荷重指針・同解説 (2004年, 日本建築学会)